平成２７年（フ）第３７１号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２　武末団地２－505号、前住所滋賀県高島市今津町南新保443番地49
破産者　山本　勝則
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７２号
大津市月輪３丁目12番43号　リアルコンフォートⅡ102、前住所大津市一里山４丁目28番30号　第２松田マンション206号
破産者　佐野　洋一
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
兵庫県丹波市市島町上竹田1769番地２
破産者　堀　　初美
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市東富井845番地１ＶＥＮＴ－ＶＥＲＴ　Ｂ棟203
破産者　北谷　伸幸
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
香川県さぬき市志度1414番地３　ニューハイツホワイト202
破産者　森原　　太
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１１号
高知市若草町６番32号　シティハイムサルビア202号室
破産者　片岡　秀二
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９１号
高知市長浜蒔絵台１丁目５番地15　メゾン蒔絵台Ⅱ・102
破産者　伊藤　正道
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３００号
高知市宝永町９番27号　稲宝マンション２・302
破産者　谷村　義男
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
高知県南国市大埇甲978番地
破産者　大原　明光
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７号
高知市神田1746番地27
破産者　濵﨑　　務
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８号
高知市神田1746番地27
破産者　濵﨑　加代
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
高知市玉水町50番地　大川ハイツ302号
破産者　髙橋　　聖
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
福岡県大牟田市大字橘47番地１　立花荘103号
破産者　近藤　　司
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５６号
宮崎県日南市大字平野8273番地
破産者　長友　真二
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第６号
宮崎県日南市南郷町中村乙4862番地１　目井津団地202号室
破産者　福田　**廣**見
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第６号
宮崎県小林市細野4131番地１
破産者　有満　　聡
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７号
宮崎県小林市細野4131番地１
破産者　有満　英雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０号
宮崎県日向市大字幸脇1026番地１
破産者　岡本　信雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第２号

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の施行地区に存する被相続人安藤秀雄相続財産に係る下記相続人に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知について、同法同条第５項の規定に基づき送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年５月10日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
千葉地域担当推進役　村井　一元

記

1　氏名及び住所
氏名　吉野　直樹
住所　栃木県那須郡那珂川町高岡164番地１
（判明している最後の住所）

2　通知の内容
文書番号　し業024－97千葉東部発指定93－１－１　平成28年４月15日
従前の宅地
町名、字名及び地番　物井字清水1450番４
地目　畑
登記簿地積　165㎡
基準地積　165.44㎡
仮換地
街区番号　70街区　画地番号　５画地
地積　95.08㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成28年５月31日

注意
従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用又は収益をすることができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上